

# 告示

## 埼玉県選管告示第十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和七年五月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏 芳

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	株式会社さわやか倶楽部 さわやかおのみや館	埼玉県さいたま市西区内野本郷 千八十二番地一
老人ホーム	株式会社さわやか倶楽部 さわやかおけがわ館	埼玉県桶川市大字加納七十一番 地一
老人ホーム	株式会社さわやか倶楽部 さわやかくまがや館	埼玉県熊谷市石原千六百九十六 番地八
老人ホーム	ベストリハ株式会社 ベストリハナーシングホーム春日部	埼玉県春日部市南三丁目十一番 地十三号
老人ホーム	ベストリハ株式会社 ベストリハナーシングホーム大宮東	埼玉県さいたま市見沼区大字風 渡野三百五十三番地一
老人ホーム	社会福祉法人育成会 特別養護老人ホーム白菊苑	埼玉県さいたま市大宮区寿能町 二丁目二十一番三号
老人ホーム	社会福祉法人悠揚会 特別養護老人ホームはるばてお大宮	埼玉県さいたま市大宮区上小町 千百八十番地

病院

医療法人久幸会  
川口きゆうぼらりハビリテーション  
病院

埼玉県川口市上青木西一丁目二  
十番六号